

「千葉市ふるさと応援寄附金」（ふるさと納税）管理等業務委託仕様書

- 1 業務名 令和3年度「千葉市ふるさと応援寄附金」（ふるさと納税）管理等業務委託
- 2 履行期間 契約締結日から令和4年3月31日まで
※令和3年10月1日の寄附受付分から、運用開始できるよう準備等を進めていただきます。
- 3 業務の趣旨
ふるさと納税を通じた地域経済の活性化や本市の魅力発信はもとより、本市を応援したいという寄附者の視点に立ち、より魅力的なお礼の品を企画・提供することにより、本市の更なるPRを図ることを目的とする。
- 4 業務の内容
業務委託の内容は、寄附者情報を一元管理できるシステムの提供、お礼の品の新規開拓、管理、広報、寄附者及びお礼の品提供事業者に係る対応に関するもの等、主に次のとおりとし、業務フローも明らかにすること。業務の遂行にあたっては、関係法令等を遵守して行うこと。
なお、以下に明記されていない事項については、発注者と受注者で協議して定める。
 - (1) 寄附者情報を一元管理できるシステム
 - ・各社が運営するふるさと納税ポータルサイトから申し込まれた情報や決済情報をAPI自動連携又はそれ以外の方法にて取込み、一元管理できる機能を有すること。
 - ・自治体で受け付けた寄附の寄附者情報や収納情報を管理できること。
 - ・お礼の品の配送状況等を管理できること。
 - ・寄附金の収納状況及び寄附申込受付情報等について、データ出力(CSV形式等)による集約等ができること。
 - (2) お礼の品の企画、開拓、選定、交渉
 - ・本市が実施する、お礼の品提供事業者の公募に協力すること。
 - ・お礼の品提供事業者向け説明会を開催すること。(個別説明も可)
 - ・お礼の品の企画、開拓、選定にあたっては、お礼の品提供事業者へ公平に情報提供を行う機会を確保して調整・交渉のうえ、商品の選定、価格設定、品質管理、個人情報保護を行うこと。
 - (3) お礼の品の配送管理等
 - ・お礼の品提供事業者と別途契約を締結し、お礼の品の発注、寄附者への発送依頼、納品管理を行うこと。また、季節商材等の発送時期管理も行うこと。なお、配送

が確実に行われるような適切な措置を講じること。

- ・個人情報保護されるよう、適切な措置を講じること。
- ・お礼の品出荷前において、申込内容に不備がある場合は寄附者に連絡し対応すること。データ修正やお礼の品の出荷変更等の対応も行うこと。
- ・お礼の品提供事業者と連携し、適切な在庫管理を行うこと。
- ・配送料も含めたお礼の品の調達費用は受注者が各事業者へ支払い、月次集計のうえ、内訳詳細が分かる資料を添付して、発注者へ請求すること。
- ・お礼の品に対する寄附者からの問合せ及びクレームに対応するコールセンター機能を有すること。

(4) ふるさと納税ポータルサイトの管理

- ・株式会社トラストバンク及び今後発注者が契約する（運営事業者は未定）が運営するふるさと納税ポータルサイトの情報掲載管理等を行うこと。
また、発注者の依頼に基づくサイト上の情報の修正、更新について迅速に対応すること。
- ・お礼の品情報を掲載すること。
- ・広く寄附を募るため効果的な情報発信を行うこと。

(5) 広報・PR

寄附申込書及び寄附者に進呈するお礼の品等の魅力をPRできるパンフレット、ポスター等の広報媒体を製作し提供すること。なお、電子データでも提供すること。なお、部数、デザイン等は別途本市と協議すること。

(6) 関係書類の作成・発送

本市が現在利用しているふるさと納税ポータルサイト（ふるさとチョイス）及び今後契約を予定しているふるさと納税ポータルサイト（運営事業者は未定）を経由した寄附申込並びにインターネットを経由した方法以外での寄附の申込について、寄附者に対し、寄附金受領証明書、お礼状及びワンストップ特例申請書等の本市が指定する書類の印刷及び発送を行うこと。なお、ワンストップ特例申請書の印刷及び発送は、年末の寄附分についても行うこと。

(7) ワンストップ特例申請書受付・審査

本市が現在利用しているふるさと納税ポータルサイト（ふるさとチョイス）及び今後契約を予定しているふるさと納税ポータルサイト（運営事業者は未定）を経由した寄附申込並びにインターネットを経由した方法以外での寄附の申込について、ワンストップ特例申請書を受付け、審査を行うとともに、受付完了時は、申請者へメールや郵送等にて受付完了通知を行うこと。また、寄附金税額控除に係る申告特例通知書ファイル作成支援ツールデータを作成し、本市が指定する期日までにデータを提出すること。

5 委託料の支払い

原則として、月ごとに、受注者から提出される業務完了届により、委託業務が適切に実施されたことを確認した後、受注者からの請求に基づき業務委託料を支払うものとする。

6 一括再委託等の禁止

- (1) 受注者は、業務の全部を第三者に委託することはできない。
- (2) 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせるときは、委任し、又は請け負わせる者の商号又は名称並びに住所、委任し、又は請け負わせる業務の範囲等を明らかにし、あらかじめその内容を発注者に通知し、発注者の承諾を受けなければならない。

7 個人情報の保護

受注者は、本業務実施に当たって受注者または本業務の一部に従事するものは、この契約による業務を履行するための個人情報の取扱いについて、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及び「千葉市個人情報保護条例（平成17年千葉市条例第5号）」並びにこれらの関連規程を順守しなければならない。